

## 【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	棕本 裕子
【住所又は本店所在地】	大阪市住吉区清水丘3丁目10番16号
【報告義務発生日】	-
【提出日】	平成21年5月1日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	-
【提出形態】	-
【変更報告書提出事由】	-

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社グルメ杵屋
証券コード	9850
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所及び大阪証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	棕本 裕子
住所又は本店所在地	大阪市住吉区清水丘3丁目10番16号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年4月22日
訂正内容	平成21年4月30日に棕本裕子の名義で提出された変更報告書（大量保有）（S0002ZZ2）は、本来棕本充士の名義で提出されるべきものでありましたが、棕本充士がEDINETで提出手続きを行う際に誤って棕本裕子のEDINETコードを使用したため棕本裕子の名義で提出されてしまいました。よって上記の変更報告書（大量保有）（S0002ZZ2）を取り下げます。